

容は大体同じと思っております。

それから、学級、クラスの関係でございしますが、都の基準規則を見ますと、主位を置くということですが、ただし、特別の事情のあるときはほかのこと

もできると言っております。特別の事情というのは、小規模校の場合につきま

ましては置かなくてもよろしいという解釈でございします。小規模校というのは果

たしてどういう学級かと申しますと、東京都全体におきますといふんなケースがございまして、東京都におきましては一概にお示しすることができないといふこととでございします。ただ、区内におきましても過疎的な地域ができておりますので、一応、正の段階で標準的なことをつくるというようになことを聞いておりますので、できたらそれを準用したいと思っております。私も現在考えている学級については、大体二学級以下が小規模校というふうに解釈しております。

それから、現在の教育委員会会議規則の十二条の関係でございしますが、教育委員会への請願又は陳情等があったかどうかということとでございしますが、現在まで、こういう事例はございません。都の教育委員会会議規則には

ないということとでございしますが、都の方へ聞いてみましたら、福生の規則は親切にできてゐるんではないかというようになことでございしました。

それと、陳情又は請願があった場合は、文書か口頭かということとでございしますが、やはり役所でございしますので、そういうことがある場合は文書で行うものと判断しております。

それから、父兄との説明会ということとでございしますが、先ほども申し上げたとおり、大多数の市民の方々が賛成してくれると思っておりますので、特に父母との説明会というようなことは現在考えておりません。

それから、十月一日に施行になった場合、果たして任命できるかどうかという関係でございしますが、それらにつきましても、校長会等では検討しております。

学校によっては大変なところもあるかと存じますが、いずれにいたしましても、やっぱり法令とか都の基準規則につきましても、守らなければならぬわけとでございしますので、最大の努力をして、一日も早くこういう制度が実現できるように、学校長にもお話しをしております。

○十七番(関 米吉君) 再度質問いたします。

まず、具体的に一小から七小、一中から三中までのことでやっただけで、
どうも教育長の答弁は腹がすわってないと思うんです。いま、小規模学級
については、そういうものに準拠して二学級程度と考えていると。十月一日から
施行しようとするものが、考えている段階でも、本当にできますか。それと内
容をですね、関係者にはこの規則をいつ改正して施行しようとしているんですか。
これができなければできないわけですね。きょうは十三日でしょ。わずかな期間で
もってかたがたやっていて、そういうふうにはこの中味については、そう考えているんだと
いうようなことでは、とてもじゃないけれど実施できないというふうな考え方を私
は持つわけですね。だから、そういった点で具体的な、次の教育委員会はいつ
開催されますか、それが一つ。

それから、この十二条は、請願と陳情と分けている趣旨がぼくはわからないの
ですけど、この場合においては、いわゆる福生の議会における議会の会議規則
と同じように、請願というものは紹介議員とかなんかというのがある。請願とい
うことなんですか。それがなると、どうしても理解できないわけですね。東京都
にこういうような例があれば、都の方へも聞くことができるけど、東京都はそう

いうのをやってないんです。福生にそういうのがあるというのが初めてですからね。
ですから、福生の教育委員会のそれは独自性でございまして、おっしゃると
おりですよ。ですから、請願というのは紹介議員というような立場の、いわゆ
る福生の議会の会議規則に基づくところの請願と同じように扱うのが
正解であるのか。それでは陳情というのは何か。陳情というのは、いまわれ
われが扱っている、議会における陳情と同じように扱うというところなのか、そ
ういった面をやっぱり明快にしていただかないと思います。それで又、
小規模学級については、そういうふうな考えを持っているというふうな考え方
なので、具体的に固まっていらないような印象を受けたけれど、実は固ま
っていると思うんです。福生市の小学校の各学校ごとではなくて結構です。
全体で、小学校ではどういう主任を何名配置するか、選任するかという
ような考え方がもしわかっておるならば、はっきりさせてください。

○教育長（町田 倍二君）　まず第一点の、教育委員会の会議をいつ開くかと
いうことにつきましては、まだ教育委員さんと相談しておりませんので、まだ
いつ開くかということにつきましては、はっきり決まっております。

十三条の關係でございしますが、いま確かにそう言われるとそうなんです、確かに、請願といいますが、議会関係の紹介議員というようなことになると思いますが、この当時、立案された方がどういう解釈で規定したか知りませんが、私どもはいたしました、精神は、請願も陳情も同じような解釈でよろしいんじゃないかという考え方です。

実は、まだ正式の教育委員会会議の会議が終わってませんので、余り先走ったことは申し上げられないんですが、主任の指名につきましては御参考に申し上げます。

小中学校におきましては、小学校におきましては教務主任、生活指導主任、保健主任、学年主任、四つでございします。それから、中学校におきましては、教務主任と生活指導主任、それから保健主任、学年主任、それから進路指導主任、以上五つの主任が置かれると思います。

○十七番(関 米吉君) そうすると、主任の数というのはまだ全然検討してないんですか。そういった種類はわかっているんです。小学校では教務主任、生活指導、保健主任、学年主任、それから中学では何、なんていうようなこ

とはわかっているんですけど、それを具体的に、福生市では小学校にはこういう主任を何名というようなところまで検討してないのかどうか。それから、委員会を開く日程は、いまのところ明らかでないというお話しなんですけど、そんな状態で、市民の皆さんの御賛同をいただいて十月一日から実施しますということは、聞いておられる皆さん方も非常に心もとなく感ぜられると思いませんか。実際に、その段階ですか。もっと作業は進んでいるんじゃないんですか。進んでいるんじゃないかなと思われるんですけど、そんな程度の状態であるというふうに間違ひなく理解してよろしいかどうか、その点を最後に伺いたいと思います。

○議長(町田 倍三君) 教育委員会、日程でございしますが、まだ決まっておりますが十月一日には絶対に間に合います。

それから、主任の数につきましては、まだ予定であるということです。

○議長(岩田 博君) これで最後にしてください。

○十七番(関 米吉君) どうも、ほかの皆さん方もお聞きのとおり、非常にこの問題については教育委員会ははっきりとした方針を持っていないとい

うことが明らかに、なつたと思うんですね。とにかく十月一日にやるんだ、やるんだと言って、具体的なことは教育委員会を調べていつてもわからないというようなことでは、とても先生方や現場の人たちや父兄に同意を求めるといふようなことはむずかしいと思うんですけど、こういう状態で強行したよ
うな場合においては、私にはやはり憂慮すべき事態を考えなければい
けないんじゃないかというふうに思われるわけです。

それから、先ほど聞いた、うちの会議規則の十二条の扱いについては、ひ
つ、そういうりばな規程がうちの会議規則にはあるわけですから、そう
いった場合においては、ひとつ誠意をもって委員会としては対処していただ
かなければ、この会議規則違反としてやはり糾弾されなきゃならないと
いう形になろうと思います。そういう点ははっきりと、ひとつ腹をすえて
事態に対処していただきたいということを願っています。

いま、議長から私の通告時間に対する御注意がありましたので、繰り
返しとやかくは申しませんけれど、私は、この問題については教育委員会
がですね、もっと裸になって、それで、もっと虚心坦懐にですね、いろいろと話し

合う。単に、都の教育委員会に從属する福生市の教育委員会では
ないというふうに思っております。

その独自性もちまして、この問題についてはさらに現場の教職員の
皆さんに、多くの市民の皆さんに、地域社会の皆さん方のコンセンサスを得て、
しかる後に円満に施行するといふような対処の仕方をしていただきたいとい
うことを強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。
どうもありがとうございました。

○議長（岩田 博君） 以上で取急ぎ質問を終わります。

○議長（岩田 博君） 日程第一 陳情書の変更願いについてを議題といたし
ます。

本件は、去る六月定例会に提出され、目下、総務委員会において付託
審査中であります。陳情第四号 福生リトル及びシニア野球場の設置に関
する陳情書について、陳情者より変更願いが提出されたものであります。
事務局をして変更願いを朗読いたさせます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(岩田博君) 朗読は終わりました。

お諮りいたします。

本件は、願い出のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって陳情書の変更願いは承認することに決定いたしました。

○議長(岩田博君)

この際日程第二から日程第五までの四案を一括して上程いたします。

日程第二 議案第八十六号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する

条例

日程第三

議案第八十七号

福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第四

議案第八十八号

福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第五

議案第八十九号

福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

以上四案を一括して議題といたします。

本四案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 森田 猛君登壇)

○福祉部長(森田 猛君) 御指名をいただきましたので、議案第八十六号、同じく八十七号、八十八号、八十九号につきまして御説明申し上げます。

まず最初に、議案第八十六号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本条例の改正点は二点ございます。

まず第一点といたしましては、第四条第二項、これは育成障害手当につきまして、所得制限があるわけでございます。これを緩めようということ、それからなお第五条第一項の表でございますが、これはそれぞれ、手当を五百円増額しようとするものでございます。なお、特別手当につきましては一千円を改正しようとするものでございます。

それでは私の方から御説明申し上げますと、第四条第二項、政令で定める額と申しますのは、これに関連いたしました国で支給しております児童手当がございす。この額でございす、五十三年度におきましてはこれの緩和がございましてしたので、これにつきまして育成手当並びに障害手当を緩和しようとするものでございす。たとえば、扶養家族ゼロの場合には制限額が二百二十万六千円でございす、これを二百四十万八千円にしようとするものでございす。なお、この差は十八万二千円でございます。したがって、後めて支給しようとするものでございす。額は育成手当が五百円、障害手当が五百円でございす。なお、特別手当につきましては五千円でございす、が、括弧書きで、市規則で定める児童にあっては六千円と。これはどういふ者が該当するかと申しますと、いわゆる市民税の所得割の非課税者、これが六千円に該当するということでございます。なお、この附則でうたててございす、五十二年六月一日から適用しようとするものでございす。なお、額につきましては十月一日からでございます。なお、これらの該当者でございす、が、育成手当関係につきましては全部で二百八十四名ございまして、条例改正

に伴う分の予算は八十二万八千円を要するわけでございす。

次に、議案第八十七号福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例でございす、この条例改正につきましては、寝たきり老人、いわゆる六ヶ月以上寝たきりの状態の老人に対しまして手当を支給しておるわけでございす。第三条の一万五百円を一千円アップいたしました、一万一千五百円に改めようとするものでございす。なお、これらの該当者は現在六十八名ございす。なお、予算は九十四万二千円を要するわけでございまして、十月一日から施行しようとするものでございす。

次に、議案第八十八号でございす、これは福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例でございす。これにつきましては重度とつておりまして、東京都が財源を全部持つ条例でございまして、第三条、手当の額でございす、五百円アップいたしました、六千五百円を七千円に改めようとするものでございす。なお、これらの関係者は、精薄の場合は中度以上、それから身障の場合は二級以上、そのほか脳性麻痺と、それから進行性筋萎縮症でございまして、現在、精薄関係が十名、それから身障

の二級以上の方が百二十二名、脳性麻痺関係の方が九名ございまして、十月一日からこれも施行しようとするものでございまして、条例改正に伴う財源といたしましては十二万二千円でございます。

次に、議案第八十九号でございますが、これは福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例でございます。これは、先ほどの八十八号よりも軽い方に福生市が独自で支給しようとするものでございます。これは、いわゆる身体障害者の三級の方と四級の方を、それぞれ五百円アップしようとするものでございます。なお、この五百円の額につきましては、さきの重度の方で都が改正いたしましたので、それに伴いまして市もみようということ、同じく十月一日から施行しようとするものでございます。なお、これらの関係を総合いたしますと、先ほどの重度、それから市の関係を重複支給してございますので、精薄の中度以上、都の分が今度改正しますと七千円、それから市が二千円、これは現行どおりでございまして九千円になります。それから、身障の方の一、二級の方につきましては同じ額になるわけでございます。それから、身障の三級の方、これは都の方は支給はされませんが、市で支給

しようとするので、これを四千円にするわけでございます。それから四級の方、これも都は支給されておりません。市独自でございまして、これが今度三千円になるわけでございます。それから脳性麻痺と進行性筋萎縮症の方は、都が七千円、市が現行どおりの二千五百円でございしますので、九千五百円に相なるわけでございます。なお、この市の関係につきましては、条例改正に伴います財源といたしましては十八万七千円になるわけでございます。なお、この重度と心身障害者には都の方には所得制限がございしますが、この分を市がみているという関係になっております。

以上四案でございますが、雑駁な説明でございますが、御稟呈御審議の上、原案可決されるようお願いして説明を終わらせていただきます。

○議長（岩田 博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本四案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） 以上で質疑を終わります。
○四番（村野 武男君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十六号、議案第八十七号、議案第八十八号、議案第八十九号の四議案については、ともに厚生委員会に付託し、審査せられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） お諮りいたします。

ただいま村野 武男君から、本四案はそれぞれ厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田 博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第八十六号、議案第八十七号、議案第八十八号及び議案第八十九号の四案は、ともに厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（岩田 博君） 日程第六 議案第九十号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 森田 猛君登壇）

○福祉部長（森田 猛君） 御指名をいただきましたので、議案第九十号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

提案理由につきましては、助産費の支給、これが他の健康保険との給付調整をするということと、それから地方税法の施行令の一部改正に伴います関係で、低所得者に対しましての保険料を減額しようとするものでございます。

以上、二点でございますが、まず第五条でございますが、これは助産費の支給でございます。現行、他の保険に加入をしております、その資格を持つてゐる者が退職しその後出産をしたという場合には、他の保険からも給付でき、又、国民健康保険からも給付できるというふうな制度でございましたが、これを制限いたしまして、他の保険で給付されたものについては国保では支給しないというふうに改正しようとするものでございます。現在の助産費は六万円

でございます。これを規定しようとするわけでございます。

それから第十八条の二、第二号中、十五万円を十六万円に改める。これはいわゆる基準所得が二十万円以下のものにつきまして、現行十五万円を十六万円に引き上げようとするものでございます。なお、助産費の支給制限につきましては、この条例の施行後六カ月以降の方から適用しようとするものでございます。それから、なお十八条の関係につきましては、五十三年度分の保険料から適用しようとするものでございます。なお、助産費の五十二年度の例をとりずと、この重複請求を受けたものが約二十一件ぐらいあるのではないかと、こういうふうに推定されます。それから、なお十八条関係の減額でございますが、予算書にもございますが、八十三万六千円ばかりの減額になる予定でございます。なお、この減額分につきましては国から全額来て、市の負担にはならないわけでございます。

以上、簡単でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御可決くださるようお願いしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○四番(村野 武男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十号については、厚生委員会に付託し、審査せられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま村野 武男君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって、議案第九十号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第七 議案第九十一号 福生市都市公園条例の一部を

改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 斎藤 多市君)

○建設部長(斎藤 多市君) 御指名によりまして、議案第九十一号福生市都市公園条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の改正は、先般の全協で御説明申し上げましたとおり、福東児童公園を新たに設置したことに伴います改正でございます。

内容につきまして御説明申し上げますと、当該公園は福東町会東北部の熊川一ヶ六百二十番地に位置しております。加美平北公園の次にこれを加えようとするものでございます。なお、本公園の面積は四千四百四平方メートルありまして、これが加わることによりまして市内の公園の総面積は十六万三千八百四十四平方メートルに相なります。なお、本条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、大変難解な説明でしたが、慎重御審議の上、御決定賜りますよう

うお願いいたしました説明いたします。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○四番(村野 武男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十一号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま村野 武男君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって、議案第九十一号は原案どおり可決いたしました。